



3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。  
附 則

2 1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。  
令和二年度から令和六年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。

附 則 (平成二年三月二三日文部省令第五号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月三〇日文部省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行し、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十二年六月七日）から適用する。

附 則 (平成二年一〇月三一日文部省令第五三号) 抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一四年三月一日文部省令第三三号)

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日文部省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、第二条第六号の改正規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律第六条の規定の施行の日から、同条第八号の改正規定は、独立行政法人国立重度知的障害者総合福祉施設のぞみの園の設立の日から、同条第九号の改正規定は、介護保険法の施行の日から適用する。

附 則 (平成一八年九月二十五日文部省令第三六号)

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部省令第五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。  
(免許特例法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
第四条 施行日前に旧盲学校等において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第二項に規定する介護等の体験を行つた者に対するこの省令第二十二条の規定による改正後の免許特例法施行規則第一条の適用については、同条に規定する期間には、当該者が旧盲学校等において行つた介護等の体験の期間を通算するものとする。  
2 前項の場合において、旧盲学校等における介護等の体験に関するこの省令第二十二条の規定による改正後の免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、改正法附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長が発行するものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日文部省令第一九号)  
この省令は、公布の日から施行し、第二条第一号の改正規定中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める部分は平成二十四年四月一日から、同条第九号の二の改正規定は平成二十五年四月一日から適用する。ただし、第二条第一号の改正規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める部分は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年八月一日文部省令第二九号)  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (令和三年四月一三日文部省令第一四号)  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (令和三年五月七日文部省令第二五号) 抄  
(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
1 (経過措置)  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和四年三月二十五日文部科学省令第七号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年二月二八日文部科学省令第六号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**（令和六年三月二一日文部科学省令第五号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**第一 条**

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**第二 条**

この省令の施行の日前にこの省令による改正前の免許特例法施行規則第二条第一号に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援に限る。）を行う施設（以下この条において「旧医療型児童発達支援を行う施設」という。）において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第二条第一項の規定により読み替えられた教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定による体験（以下この条において「介護等の体験」という。）を行った者に対する同項の規定の適用については、当該者が旧医療型児童発達支援を行う施設において行った介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧医療型児童発達支援を行う施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下この項において「児童福祉法等一部改正法」という。）による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）における介護等の体験に関する免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、児童福祉法等一部改正法附則第十一条の規定により同法の施行の際現に当該旧医療型児童発達支援を行う施設を設置している者が設置しているものとみなされる同法による改正後の児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターの長が発行するものとする。

## 別記様式（令3文科令25・全改）

証

明

書

本籍地

氏名

(旧姓)

(通称名)

年月日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを證明する。

記

期間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名
年月日～年月日 (日間)			

## 備考

- 1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。
- 2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入すること。